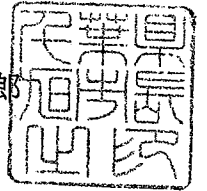


令和 8 年度旭市介護事業所物価高騰対策支援金給付事業実施要綱を次のように定める。

令和 8 年 9 月 2 8 日

旭市長 米 本 弥 一 郎



旭市告示第 1 3 2 号

令和 8 年度旭市介護事業所物価高騰対策支援金給付事業実施要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、物価高騰に直面し、その影響を受ける介護事業所に対し、旭市介護事業所物価高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を給付することにより、運営の負担を軽減し、安定的な介護サービスの提供体制を確保することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、「介護事業所」とは、介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 8 条第 1 項に規定する居宅サービス（居宅療養管理指導、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を除く。）、同条第 1 4 項に規定する地域密着型サービス、同条第 2 4 項に規定する居宅介護支援及び同条第 2 6 項に規定する施設サービスを提供する事業所（市又は市が設立した法人が開設するものを除く。）（出張所を除く。）であって、市又は千葉県から指定を受けたものをいう。

(給付対象事業所)

第 3 条 支援金の給付の対象となる事業所（以下「給付対象事業所」という。）は、介護事業所であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に所在し、かつ、支援金の給付を申請する日（以下「申請日」という。）において休止していないこと。
- (2) 令和 8 年 4 月 1 日から申請日の属する月の前々月の末日までの

間に介護保険の給付実績があること。

- (3) 申請日の属する年度の末日までに休止又は廃止をする予定がないこと。

(給付対象者)

第4条 支援金の給付を受けることができる者は、給付対象事業所を運営する法人であって、代表者、役員その他当該法人の運営に実質的に関与している者が旭市暴力団排除条例（平成24年旭市条例第2号）第2条第3号に規定する暴力団員等又は同条例第9条に規定する暴力団密接関係者に該当しないものとする。

(支援金の額等)

第5条 支援金の額は、一の給付対象事業所につき15万円とする。

(給付申請)

第6条 支援金の給付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、旭市介護事業所物価高騰対策支援金給付申請書兼請求書（別記様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による申請の期間は、市長が別に定める日から令和8年12月28日までとする。

(給付決定等)

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、支援金の給付を決定し、速やかに支援金を給付するものとする。

(給付決定の取消し及び支援金の返還)

第8条 市長は、偽りその他不正の手段により支援金の給付の決定を受けた者に対しては、当該決定を取り消し、既に支援金が給付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(報告及び調査)

第9条 市長は、支援金の給付を受けた者又は申請者に対し、支援金に関する必要な事項について報告を求め、調査し、又は必要な指示を行うことができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公示の日から施行する。
(旭市介護事業所物価高騰対策支援金給付事業実施要綱の廃止等)
- 2 旭市介護事業所物価高騰対策支援金給付事業実施要綱（令和４年旭市告示第１８０号）は、廃止する。
- 3 前項の規定による廃止前の旭市介護事業所物価高騰対策支援金給付事業実施要綱第７条の規定により給付した給付金については、同要綱第８条の規定は、なおその効力を有する。

旭市介護事業所物価高騰対策支援金給付申請書兼請求書

年 月 日

旭市長

申請者 所在地
名 称
代表者職氏名
電 話



旭市介護事業所物価高騰対策支援金の給付を受けたいので、令和８年度旭市介護事業所物価高騰対策支援金給付事業実施要綱第６条第１項の規定により、下記のとおり申請（請求）します。

なお、旭市が支援金に係る審査に必要な場合は、当該審査に係る事項について関係機関への照会や公簿を確認することに同意します。

記

1 給付対象事業所

	事業所の名称	介護保険事業所番号	サービスの種類
1			
2			
3			
4			
5			

2 申請額（請求額）

金 円 内訳：150,000 円× 給付対象事業所

3 振込指定金融機関口座

金融機関名	銀行 信用金庫 信用組合 農協	本・支店名	本店 支店	支店コード							
預金種別	普通・当座	口座番号 (右詰めで記入)									
ゆうちょ銀行	記号					番号 (右詰めで記入)					
(フリガナ)											
口座名義人											